

小田原市自治基本条例 骨子案検討資料

0. 前文

【骨子案たたき台】

0-1: この条例の趣旨（下記 0-2, 0-3）が分かりやすく伝わるような、なめらかであり長くない前文とします。

0-2: 地方自治・民主主義の「これまでの100年」と「これからの100年」の大きな転換点にあるという時代認識を共有します。

※「これまでの100年」と「これからの100年」の大きな転換とは、明治維新以降、官が中心に公共を支えていた社会のあり方を、持続可能なまちづくりのために、市民も主体的に公共を支える社会に意思を持って転換していくという意味です。

0-3: 「これからの100年」の入り口にあつて、小田原市の様々なまちづくりの担い手は、さまざまな場面で対話し、互いに信頼し、連携し、そして、それぞれの持ち味を發揮し合うようになっていかなければなりません。それによって、小田原市を、より住み続けたいと思えるまち、より幸福感をもって暮らせるまちにしていく、そういうまちづくりを連綿と続けていくためのよりどころとして自治基本条例をつくります。

（支え合い、人の役に立とうという気持ち、人からの感謝の言葉がはげみになる）

（強いて言えば、「対話と協働の自治・民主主義」を実践的につくっていくということ）

※様々なまちづくりの担い手：「子どもも若者も大人も…も、…も、」といった表現は？

★要検討事項

- 1) 前文の内容として、この条例の趣旨を、手短に分かりやすく表現したら…ということの再確認
- 2) この条例での「子ども」「若者」の定義の確認。条例の中で使うならば必要（以下は例）
 - ・子ども＝小田原市に在住、在学の16歳未満の人。義務教育まで。
 - 若者＝小田原市に居住、在勤、在学の16～22歳までの人。おおむね大学生の年齢

●骨子案検討のまとめ

- ①条例づくりの前後で、「何が変わるのか」ということを提示できたらいい。
- ②市民も団体も、行政も議会も、意識が変わり、協働のまちづくりができるように。
- ③分かりやすい言葉で全体がわかるようなもの

○上記以外のオープンスクエア・意見交換会・検討委員会からのキーワード・キーフレーズ

- ・④よい文章で格調高い前文があったら、知的な街と思う。文化の香りがする。
- ・⑤暗記できるような前文、詩的な前文、文学的な前文
- ・⑥「これまでの100年」と「これからの100年」
- ・⑦「ありがとう」といわれるのがやりがい。自治会長をやっている支え。

◇その他、大切と思われる事項

- ・⑧今回の条例づくりにおける“オープンスクエア”の最大の意義は、小田原市の様々な担い手のフラットな「対話の場」を創り出し、その可能性を示したこと。

1. 基本的な考え方〔目的・理念・原則など〕

【骨子案たたき台】

(この条例の目指すもの(目的))

- 1-1: 小田原市のこれからの自治の基本的なあり方を示します。
- 1-2: 小田原市の様々な自治の担い手の役割を示し、それぞれの持つ力を出しやすくします。
- 1-3: 持続可能なまちづくりを実現していくための自治の基本的な仕組みを示します。

(この条例の一貫した考え方(原則)) … 「市民自治」と「協働」

- 1-4: 「市民自治」とは、市民が、小田原市の現在と未来をつくる担い手として主体的に考え・行動すること。
- 1-5: 協働: 小田原市の自治を担う様々な主体が、お互いの尊重と信頼関係を基本に、互いの力を存分に出し合い、時と場合に応じて、任せ合い、支え合い、あるいは、ともに一つの仕事をやりとげること。

(この条例の位置づけ)

- 1-6: この条例は、これからの小田原市の自治のあり方を先導的に示すものです。したがって、今後の小田原市の自治は、この条例を最大限尊重して進めていくこととなります。

★要検討事項

- 1) 「市民自治」という用語の考え方。「やや言葉が固いので、それをどのように表現していくか」
- 2) 「協働」という用語についての考え方。①これ以上ふさわしい言葉はないので、一般に用語の定義が一定していないことは承知で「協働」を使う。②今回表現しようとしている意味をよりよく表現する用語を見つける、あるいは、つくる。

* 次期総合計画の検討の中では、協働を『公共の利益を図るための同じ目的を持った複数の主体が、対等の立場でお互いを認め合い、それぞれの役割と責任を担いながら協力すること』と定義している。
- 3) 「自治」という用語についての考え方。「まちづくり」という言葉の方が表現が柔らかいが、代用できるのか。

●骨子案検討のまとめ

- ①市民も何かが出来ると考えるようになり、地域の見方が変わり、人との関り方が変わってくる。そうすると、地域愛や郷土愛が生まれ、人に親切にしようという気持ちになる。
- ②行政も議会も市民から信頼され、どんどん活動して下さいと期待され、活動がしやすくなる。市民から信託された一人ひとりが、その力を存分に出せるようになる。
- ③「ありがとう」と言えるまち、にこやかにあいさつを交わすことのできるまち。
- ④条例の目的は二つ。一つ目は、「これまでまちづくりに対して、市民は受身的に関わってきたが、これからは主体的に関わって行くことが大事になるということ」。そして、「議会や行政が、市民サイドに立って仕事への取り組み方を組み立て直していく」

○上記以外のオープンスクエア・意見交換会・検討委員会からのキーワード・キーフレーズ

- ・⑤市民自身の燃えるもの、やろうという気持ちを大切にしながら、掘り起こしていくこと
- ・⑥小田原を変えるチャンス。市民も行政も議会も「協働」できるように変わること。
- ・⑦意識が変わること（行動が変わること）
- ・⑧実行力（実効性）のある条例。
- ・⑨まちのつくり方、話し合い方、決め方「どのようなまちにするかをどのように議論するか」
- ・⑩市民の主体性（主体的に考える）、お互いを尊重する、信頼する、連携する、支え合う
- ・⑪変わらなければならないのは市民だけではない。行政も議会も
- ・⑫条例の位置づけを表す言葉…スタート条例、リードする基本、先導、引っ張っていく、他の条例・規則等はこの条例に歩調を合わせる、きっかけ（を与える）

2. 市民

【骨子案たたき台】

(小田原市の自治(本条例)における「市民」とは)

2-1: この条例の「市民」とは、小田原市の自治(まちづくり)の担い手となりうるものこと(個人と法人)。つまり、一緒に小田原のまちをつくっていく人達をいいます。

- ・住民: 地方自治法上の住民(小田原市に住民登録をしている人、外国人登録をしている人、主たる事務所を置く法人事業者)
- ・在勤・在学・在活動者: 住民ではないが小田原市で働いている人、学んでいる人、その他の活動を行っている人をいいます。(在活動…すべて?一部を除外するのも難しいが)
※主たる事務所ではないが小田原市に事業所を置く法人事業者は?

(市民の役割) ※期待、権利と責任という案もあった

2-2: 市民は、小田原市を支える当事者として、自発性に基づき、自らの行動に責任を持ちつつ、それぞれの持てる力や時間をまちづくりに活かしていきます。(これからの自治における市民に期待される役割)

※子どもについては、6. 自治を創造する仕組みで提案(仕組み・機会・環境づくり)

→自治の担い手の育成、参加・協働の機会の提供という趣旨の内容とすると、その対象は、子どもや若者に限定しない方が良いかもしれない。(というか、全ての人に必要)学校、地域、職場での「自治の担い手育成」の機会提供、環境整備、そこへの行政の支援など

●骨子案検討のまとめ

- ①小田原を愛する心・誇りを持ち、自ら動こうとすることが大事・公共の担い手としての市民、様々な立場、役割の違い(住民、子ども、若者、在勤・在学者、外国人、事業者など)
- ②個人の思いと、地域や社会のために何かができるという思いを重ねあう中で、持続可能なまちとのかかわりができる
- ③持続可能というのも大事なこと。ある人がちょっと疲れたら次の人に代わる。あるいは若者が次に入ってくる。地域活動から離れたらまた社会に戻っていく。そういうまち、市民の有り様が大切
- ④子ども、若者たちが、夢を持って、地域や社会にかかわることが大事。
- ⑤在住ではないが、在勤、在学、在活動の人たちも担い手
- ⑥まちづくりへの参加が希薄な人たち(企業、外国人、団体に所属していない人)が、参加し、参加できるように(特に仕掛け、仕組みが大事) →「6. 自治を創造する仕組み」
- ⑦住んでいる人の責任の重さは違うのでは。主権者(選挙)としての実践が問われる。
- ⑧市民も公共を分任する。それぞれのパワーを自治のエネルギーにする。市民や地域が豊かになっていく

○上記以外のオープンスクエア・意見交換会・検討委員会からのキーワード・キーフレーズ

- ・⑨市民に限らず各主体が、各々の役割、期待、責任を果たし合う
- ・⑩まちがあってこそその企業・事業者。皆でまちを良くしていこうという意識を持つ
- ・⑪(子どもを特出しするか?)子どもが様々な体験の中で、自治の担い手として育っていく。その機会の提供、環境づくり。将来のまちの担い手としての教育が大事。子どもの果たす役割はある。郷土愛を育てる。そのためには大人ががんばらないといけない。
→仕組み・機会として書く

3. 地域自治活動（コミュニティ）と市民活動

3-1. 地域自治活動（コミュニティ） ※自治会加入率80%超→将来に活かす

【骨子案たたき台】

（地域自治活動の価値（意義））

3-1-1: 地域自治活動は、市民が自治の当事者として役割を持ち、身近に関わりやすく、顔の見える関係の中で、お互いの役に立ち、支え合い、感謝し合うことを実践し、実感できることに価値があります。

3-1-1: 同じ地域に住む者が、顔の見える中で、お互いの役に立ち、支え合い、感謝し合う関係を築くことが、安全で、防災に強く、幸福感のある地域をつくりあげます。

（地域自治活動の実践と支援）

3-1-2: 地域には、福祉、環境、防災、健康等に関わる様々な地域自治活動があり、それぞれが地域住民に欠くことのできない活動を行っている

3-1-3: 数ある地域自治活動の中でも、自治会は、市のまちづくりを各地域で担う主体として、情報共有のための活動および身近な市民の暮らしに関わる様々な課題解決に取り組むとともに、多様な市民による自治の実践の場をつくり、人と人との交流を促進する役割もっています。

3-1-4: 市は、自治会の活動が円滑になるよう、地域の実情に合った支援とともに、自治会間の交流および知恵の共有に関する支援を行います。

（後段は、連合自治会、総連合への支援）

●骨子案検討のまとめ

- ①この地域は自分たちが構成しているという自治意識が皆に芽生えることが大事。(自分たちのまちを、きれいに、明るく、仲良くなど地域の根幹に係る全ての物事に繋がる。)
- ②活動の結果が、感謝されて「ありがとう」といってもらえることは大きな支え。「みんなのためになっている」あるいは「みんなから感謝されている」ということが実感できる場、活動
- ③自分達のまちは自分達で考える、自分達で守る、子どもは地域で育てる、互いに助け合うというのが、地域コミュニティの基本。
- ④「まちのことが好きだ、そのまちを良くしていきたい」ということが周りに見えるということが大事。
- ⑤地域のネットワークを良くすることが、防災の強い地域、小さな犯罪が起こらない地域に繋がる。
- ⑥自治会は任意組織であっても公的な存在。自治会を条例でしっかりと位置づけたい(まちづくりのベース、地域の主体性、災害時の役割、地域の声を集約し大きな声とするため、ゴミステーション、、、) ※自治会(連合会)をどのように位置づけるか?
- ⑦女性や若者が自治会に参加しやすくすることで、自治会を活性化し、ひいては地域を活性化させる。
- ⑧子どもの頃から祭りや地域行事で、地域に関わっていく。親も頑張る。
- ⑨参加したくなる交流の場の創出が大切(地コミュ、必要な機能の3/4)
- ⑩人生の長い中で余裕のある時、できる時に関わっていく、そういう暮らしが自然な暮らしであり、人としての暮らし。そういう社会を作っていこうというもの。
- ⑪余裕があったら入ろうかなという人を後押しするシステムというのが大事。それにより長続きするようになる。
- ⑫地域の人材の有効活用(=人それぞれが持っている様々な個性を発揮できる場所を用意し、より多くの人々が地域に入って来られるようにする。出来る人が出来る時に出来ることを。適材適所。)
- ⑬欲する人とそれを結びつける仕組みや制度。

6. 自治を創造する仕組みか？
自治への参加を促進・敷居を下げる

○上記以外のオープンスクエア・意見交換会・検討委員会からのキーワード・キーフレーズ

- ・⑭担い手としての地域コミュニティでなく、小さな自治単位・活動単位として(システム)
- ・⑮ポイント…①地域自治(活動)の価値、②地域コミュニティへの市民の参加、③地域コミュニティの担い手育成、④地域自治(活動)の支援

3-2. 市民活動

【骨子案たたき台】

(市民活動の価値 (意義))

3-2-1: 市民活動は、市民がそれぞれの関心や問題意識に基づく自発的なまちづくり活動としての価値がある。

3-2-1: 市民が、それぞれの関心や問題意識に基づき自発的に、公益の活動を行うことは、豊かな地域をつくりあげます。

(市民活動の実践と支援)

3-2-2: 市民活動団体は、共通の関心や問題意識を持つ市民の思いの重なり合う場であり、活動の実践によって、市のまちづくりを課題別に担う主体となります。

3-2-3: 市民活動の中間支援を行うもの (中間支援組織) は、市民活動に関する人や情報の交流を促す支援を行うことで、市のまちづくりを担う役割を持ちます。

3-2-4: 行政は、行政の持つ資源を有効に活用し、市民活動団体および中間支援組織の活動の円滑化・活性化のための支援を行う。

●骨子案検討のまとめ

- ①まちづくりは行政だけがやっているのではない、市民活動団体もまちづくりを担っていると市民が認識すること。(=公共は役所だけではない)
- ②市民活動はボランティアであり、その活動を伸ばすために、条例で後押しする (適切なタイミングでの行政の支援、情報共有、横の連携)
- ③市民活動をまとめていくような NPO を行政が育てていくことも必要である。
- ④NPO にも実質的な自立が求められる。
- ⑤「ちょっとやってみようかな」と思う人達が参加し、既存の団体と繋がっていく仕組み (【3-2 市民活動】【6-4 誰もが協働の担い手になれる仕組み】に同記載)
- ⑥行政で活動の PR や呼びかけをやれば若者やボランティアに興味がある人が参加しやすくなる。
- ⑦“自由市場” “しなやかな自由”。出来る者と欲する者を結び付ける仕組み。それを実現するための情報共有。
- ⑧活動の結果が、感謝されて「ありがとう」といってもらえることは大きな支え。「みんなのためになっている」あるいは「みんなから感謝されている」ということが実感できる場、活動 (3-1. 地域自治活動にも)

- 上記以外のオープンスクエア・意見交換会・検討委員会からのキーワード・キーフレーズ
- ・3-1. 地域自治活動と同様→再掲/ポイント…①地域自治 (活動) の価値、②地域コミュニティへの市民の参加、③地域コミュニティの担い手育成、④地域自治 (活動) の支援

6. 自治を創造する仕組みか？
自治への参加を促進・敷居を下げる

3-3. 地域自治活動と市民活動の連携

【骨子案たたき台】

(地域自治活動と市民活動の連携の必要性(意義))

3-3-1: 地域自治活動と市民活動は、お互いの良さを活かし合うことで、地域課題の解決などへの相乗効果を生み出すとともに、地域経営資源(地域の人・もの・お金・情報)を効率的・合理的に活用できるようになる。

3-3-1: 地域自治活動と市民活動が、地域の理解の下に協力し、互いが持つ資源を活かし合うことで、課題解決能力の高い地域をつくりあげます。

(地域自治活動と市民活動の連携の促進)

3-3-2: 地域自治活動団体、市民活動団体及び行政は、各地域で様々な活動を行う人や団体の連携・交流を促進していくための取り組みを行う。

3-3-3: 地域自治と市民活動の連携の促進を担う人材育成を市民と行政の双方で行っていくとともに、連携促進の仕組みづくりを市民・行政が連携して行っていく。

●骨子案検討のまとめ

- ①地域コミュニティとテーマコミュニティの協力関係、市民間の協働は大事なこと。
- ②両者の連携は大事なこと。ただ、その答えをすぐに出すのは難しい。テーマによっても違うし、場所によっても違う。方向性は、『両者の良さが伝える情報の共有・受発信』、『機会の設定』、『情報がない』等。
- ③地域各種団体の連携を図ることが大切(地コミュ、必要な機能の1/4)
- ④地域の人材活用・育成のためのコーディネートが必要(地コミュ、必要な機能の2/4)(他、コーディネーターの必要性についての意見あり)
- ⑤「地域運営協議会」「職員の地域担当制」を推進するための仕組みや制度を作っていく必要がある(地コミュ、必要な機能の4/4)
- ⑥組織の構成員が重なり合う仕組み、重なり合う機会というものが連携の実質の部分を支える。
- ⑦地域運営組織の中身を考える時に、地域支援組織とテーマ組織の連携を考えながら作って行く必要がある。
- ⑧地域の各種団体を包括する「地域運営協議会」のような仕組みを公的に認定することにより、自治会を間接的に認定する方法も考えられる。
- ⑨地域の様々な団体の交流を図り、連携して地域の課題を解決するために地域の各種団体を包括する組織として「地域運営協議会」が地域ごとに設立されることが望ましい。また、地域コミュニティの活動を支援するために各地域ごとに市役所職員を担当させる「職員の地域担当制」があれば地域コミュニティの活動をより活発化させることが出来る。

○上記以外のオープンスクエア・意見交換会・検討委員会からのキーワード・キーフレーズ

4. 議会

- ・議会からの積極的な情報発信
- ・市民も議会を知る、応援する
- ・市民と議会（議員）の交流

- ①市民と議会の交流、対話の機会。(今までに、これらが出来なかった理由もあるが。)
- ②市民に信頼され、どんどん活動していただきと思われる中で、活動がしやすくなり、まちがさらに良くなっていく。そういう意味で「交流」というのが一つのキーワード。(この部分は【前文】と繋がる)
- ③市民との対話の機会の必要性。外へ出ていくということが求められている。(要望ばかりや責めたりするだけではダメ。前向きに議論し、アイデアを出し合う。)
- ④議員を規制するのではなく、存分に活動できる措置を保障する。裏支えする仕組み、措置。
- ⑤我々がこの国を背負っていくんだという心構え、気構え、気位。それが議員の原資。
- ⑥「市民への対話、説明」が求められている。
- ⑦「議員どうしの議論の充実」が求められている。
- ⑧「多様な意見を市民に出していくこと」が求められている。

【骨子案のまとめにあたり、これまでの意見で重要と思われるものを再掲】(一部、加筆)

- ・⑨信頼関係が大切
- ・⑩行政の監視、行政からの議案の審査をするのも議会の役割だが、もっと市民の身近にいて、地域や市の将来のことを市民と一緒に考え、提案していくことも求められている役割。
- ・⑪議会から市民への情報発信…地域での報告会、学校との連携、各種メディアの活用
- ・⑫市民と議会の交流
…市民と議会の意見交換会・対話集会、議会の知らせる努力と市民の知ろうとする努力、気軽な話し合いの場、水平的なコミュニケーションの場
- ・⑬どうしたら議会・議員がもっと活躍できるかという発想
- ・⑭議会・議員サポートの充実(議会事務局、専門家、予算の拡充)
- ・⑮新しい仕組み…議会が市民意見を集める仕組み、議員と市民による条例提案
- ・⑯議会での議員同士の議論、議員と市長の議論

5. 行政 ※市長を行政の中に位置づけるか？別立てとするか？

- ・人々が動き出すための最初の推進力
- ・コーディネーター・つなぎ手としての行政

5-1 市長の役割

- ①リーダーシップ、メッセージ力を持ち、常に謙虚な気持ちで仕事にあたって欲しい。
- ②首長には市のリーダーとして、市民に課題を提示し、その解決に向けて力強く取り組むリーダーシップを期待したい。

5-2 行政の役割・あり方（行政組織のあり方、市職員の役割・あり方）

- ③行政の在り方を協働型行政というものに変えてみると、全職場を見直す必要があるかもしれない。ただし性急に行うことなく焦らずにできる範囲で着実にやっていくということになる。
- ④協働型行政とは市民の力を引き出していくということ。
- ⑤行政を中から変える、それが市民に波及していく。即効でできることではない。これまでの100年とこれからの100年の転換点になる。役所の仕事の仕方を変えてみるというのは大変なことだがそこに入っていかないと、持続可能なまちはできない。
- ⑥上から命令されてやっていくというシステムから、自分自身は何が出来るかということを考え、一人ひとりが責任を持ってやり遂げるシステム
- ⑦市民の信頼を得て、市民から期待され、活動がしやすくなる。市民から信託された一人ひとりが、その力を存分に発揮する(この部分は【前文】と繋がる)
- ⑧行政がしっかりと揺るぎなく、ぶれずにやってくれると市民は安心して一緒に関わることができる。
- ⑨行政の持つ信用力をうまく使ってまちを元気にしていく。
- ⑩行政職員が地域活動に参加する流れになることは避けられない。ただし、出られる時、出られない時というのは人それぞれあり、無理やりやらせるというわけではない。しかし、出るようにしようという心意気は求められる。
- ⑪苦情は改善の種であり、苦情があるというのはありがたいこと。苦情とその解決策を職員が共有し次につなげていくことが大事。

【骨子案のまとめにあたり、これまでの意見で重要と思われるものを再掲】（一部、加筆）

- ・⑫後ろから盛り上げていくような機能…コーディネート、マッチング、支える、その気にさせる、巻き込んでいく、など。
- ・⑬これからの行政は仲介のスペシャリストになっていく必要があるのではないか
- ・⑭人々が動き出すための最初の推進力
- ・⑮現場に足を運ぶ
- ・⑯プロフェッショナル職員の必要性和ゼネラリスト職員の必要性
- ・⑰蓄積された知識・情報をどのように継承し、活用していくか（ナレッジ・マネジメント）
- ・⑱市民と行政（職員）のコミュニケーション・対話の場

6. 自治を創造する仕組み

6-1. 情報の共有と活用

- ①これからの自治における「情報」の意味…自治を創造するために、皆が幸せになるために、まちを元気にするために活用するものとしての情報。
- ②一方的でなく、市民と行政がお互いに、双方向に情報を発信できるようにすることが大切。
- ③役所が一方的に行う情報提供だけでなく、「市民が出す公共情報」、「元気に活動できる情報」、「NPOと地域コミュニティの連携を促すための情報発信」等、情報の質や提供方法が変わってくる。
- ④市役所のお知らせや免罪符的な広報ではなくて、市民の力が存分に発揮できる広報
 - ・協働広報、市民も担う市の広報のあり方
- ⑤旬が大切な情報は、出来るだけ早い、即日性を基本とした情報提供が大事。
- ⑥情報化技術の進展で、情報を利用する手段がどんどん便利に高度になっていく。新しい技術を上手に活用して市民の利便性の向上を図る。
- ⑦情報は誰もが使えることが大切。
- ⑧個人情報の保護とまちづくりに必要な適切な情報公開
- ⑨過度に個人情報保護に敏感になることなく、必要な情報は収集し、適切に活用する。そのために制度や仕組みが必要ならば作っていく。
- ⑩個人情報を提供する市民も、それを活用する側（例えば自治会長）も、皆が安心して個人情報を使える仕組みが大切。
- ⑪個人情報を提供する側と使用する側の信頼関係を構築することが必要。提供する先が私たちを守ってくれている団体であり、適切に活用されると信頼できること。安心して情報を提供できるような信頼関係がなければ、単に法律制度をいじっても変わらない。
- ⑫個人情報を適切に活用することが、安全に暮らせるようになることに繋がるということを理解してもらう。

6-2. 市政への市民参加の考え方・進め方

- ①参加者の充実（参加のひろがり）
- ②時と場合に適した多様な参加の仕組み（プロセス）を考えていく。
- ③参加の方法：オープンスクエア（公開検討会）、無作為抽出、分野別懇談会、ミニ集会
…
- ④オープンスクエアのようなものをもう少し抽象化して条例に盛り込みたい。
- ◇⑤「小田原方式」の意味と可能性①：多様な人々が集い、ある地域やテーマについて直接対話し、考える場は、まちを担う当事者としての行動や意識を育み、人のつながりをつくっていくための基盤となる。（こうした場を、各地域、各テーマでたくさんつくっていくことが、市民自治の裾野を広げていく可能性を高める）
- ◇⑥「小田原方式」の意味と可能性②：市のまちづくりについて考える組織等（あるいは場

合)は、できるだけ多様な人々との対話を通じて、より多くの関係者の共感・合意を得られる成果を上げるための進め方・プロセスをとることが大切である。

◇⑦「小田原方式」の意味と可能性③：市のまちづくりについて考える組織等の委員は、多様な人々との出会いや対話、意見の読み込みなどを通じて刺激や触発を受け、広い視野から検討を行うことが大切である。

□⑧少し敷居を下げて、「やる気はあるけれど自ら手を上げるほどではない」という人たちを後押しするシステムが大事。さらに、「やる気がない」という人には、やる気を起こすような手法やテーマが必要。

※無作為抽出公募方式(TRYフォーラム)の最大の意義は、直接手紙でお誘いをかけたこと。誘われれば積極的に公共を担おうと動き出す市民はまだ多く潜在している。

□⑨参加することが目標ではない。多くの人に参加してもらいたくさんの人達に当事者意識をもってもらうということが大事。そして、多くの人が参加することによって、たくさんの意見を聞き、政策を決定する人がより良い答えを出す。

【論点】

- ・⑩市民が市政に参加することの本質的な意味とは何かということを最初に言いたい。
 ※参加とは、単に個々の市民が市政について、それぞれの意見や主張を述べるということではない。そうならば、参加の評価指標は、市民の意見が何%採用されたかといったつまらない話になってしまう。参加の本来の意味は、様々なテーマや地域について考える場に参加した市民が、正確な情報を共有し、他者と対話し、行動し、内省し、まちを担う当事者として考え、振る舞うようになっていくことではないか。
- ・⑪参加というと、もっぱら行政への市民参加のことを指すが、「自治を創造する仕組み」のひとつの項目として、行政や議会への市民の参加ということで位置づけられるか？

6-3. 協働のまちづくりの考え方と進め方 →二本柱の1つの「協働」との関係。難しいが

- ①信頼が大事
- ②(市民として)自分たちのまちは自分たちでつくり、守るという意識。行政に何でも頼むのではなく、自分たちで何ができるか。行政に何を頼むのかを考える。
- ③役所だけで、税金だけでまちを作っていくのは成り立たなくなる。役所も大いに頑張るし、議会もどんどん活躍するし、市民も活躍する社会。
- ④まちづくりの担い手同士(市民同士、市民と議会、市民と行政)を繋ぐコーディネーター(つなぎ手)
- ※⑤市民がつくる公共のあり方について十分に書かれているか、全体の中で確認し、足りなければ、このへんに入れる。

6-4. まちを担う人材の育成 →「1. 市民」の“子ども”に関する議論からの展開

□①自治の担い手の育成、参加・協働の機会の提供という趣旨の内容とすると、その対象は、子どもや若者に限定しない方が良いかもしれない(というか、むしろ全ての人に必要)。

→学校、地域、職場での「自治の担い手育成」の場づくり、機会の提供、プログラムづくり、環境整備、それらへの行政・議会の支援など

6-5. 住民投票

※①いわゆる「個別型」(案件ごとに住民投票条例を制定するやり方)として書くか。

※②市民意見「住民投票に至る前の…」は重要

※③世論形成のあり方、熟議民主主義、対話民主主義、大事なことは、みんなで考え、みんなで決めるためのやり方(「6. 自治を創造する仕組み」の基本的考え方)

【骨子案のまとめにあたり、これまでの意見で重要と思われるものを再掲】(一部、加筆)

・④住民投票の位置づけについて…安易に実施すべきではない、「伝家の宝刀」

・⑤どんなときに行うか…議論を尽くして「いよいよ」というとき。

※「市の将来を二分するようなテーマ」という意見もあったが、そういう場合はなおさら、多くの市民がじっくりと対話するための参加の場をつくることが重要ではないか。

・⑥住民投票に至る以前に、対話や議論の場を十分につくる必要がある。

(日頃からの参加の積み重ねが重要)

・⑦住民投票を行う場合の留意点…判断材料となる情報を公正に示すこと。

・⑧「個別型」か「常設型」か？

→具体的に実施が検討される段階になったら、テーマに合った方法、投票権者、結果の取り扱いについて条例で規定する。(個別型)

※現状では、どのような制度設計がよいか想定しきれない。

6. 自治を創造する仕組み(その他のテーマについての論点)

◎①計画的なまちづくり(総合計画)

・“計画的・総合的な行政”を進めるための総合計画という従来的な枠を超えて、市民・議会・行政の共有するまちづくり計画としての総合計画について、この「自治を創造する仕組み」の一つの項目として、入れるかどうか?入れるなら、どういう内容にするか?

※②現在、次期総合計画(H23~H34;計画期間12年)を策定中。基本計画は前期・後期の6年ごと。実施計画は3年ごと。

※③国(民主党政権)の地域主権改革における、義務づけ・枠付けの見直しの動きの中、地方自治法の「基本構想の策定」についての義務を撤廃する方向にある。

7. 条例をよりよく活かすための（機能させる）仕組み

〔(特に今回の) 自治基本条例を「機能させる」→ふさわしい表現か?〕
～ダメということではなく、概念＝言葉の選択なので。ここは特に重要

7 条例をよりよく活かすための（機能させる）仕組み

- ①「条例が守られているかのチェック機能」「条例の内容を具体化し実践に繋げる仕組み」の二つが必要
- ②例えば「情報発信のあり方」ということについてなど、テーマごとに実践方法と進行管理を考えていく（情報、参加、協働などの年度計画を立て、実践する）
- ③解説部分などに、優先的に実行することを書く。例えば「情報」や「参加の仕組み」。最終的に達成するには、何十年もかかるが、「これは大事なことであるから早めに取り組むべき」ということはあって良い。

8. その他, +α など

8-1 子どもの教育、親の教育

- ①日々の生活の中でのマナーや、スポーツや勉強の道具を大切にさせる。（スポーツをする場面でスポーツ以外で覚えるマナーや公共性がある。）
- ②年に一度でも公益的な活動に触れることで、知らず知らずのうちに公益性、公共性が身についていく。
- ③子どもの根性を育てるには親の教育が必要。

6-4の自治の担い手育成の
ところに含めたい。
→子ども特出しでなく、大人も含む

8-2 若者についての補足

- ①若者が夢を持ち、将来に希望が持てるまちにす。絶対にする。

8-3 前例に囚われない

- ①今までの百年、これからの百年という中で、前例というのは意味をなさないということを条例の中に盛り込みたい。

8-2, 8-3は、
前文の行間に込めたい